



## ボランティア活動助成金を活用しよう！

大樹町社会福祉協議会ではボランティア団体が自主的・継続的に活動できるよう『ボランティア活動助成事業』を行っています。

### ◆助成対象

- ① 大樹町ボランティアセンターに登録している団体
- ② 広く住民を対象とした活動をしている団体  
(仲間内での活動やサークル活動は対象となりませんのでご注意ください)
- ③ 営利目的や宗教活動を目的としていない団体

### ◆助成の内容

- ① 当年4月～翌年3月までの1年間の活動を対象とします
- ② ボランティア活動に必要な経費を助成します(1団体上限3万円まで)
- ③ 助成対象となる内容：研修費(会議費・研修会講師への謝礼・交通費)、消耗品費(事務用品・材料)、印刷費、通信費、機材の使用料等  
※助成対象外：所属会員の飲食代、習い事等に伴う月謝、領収書等で支払いを明確にできないもの

### ◆申請の方法 (関係書類は社会福祉協議会にありますのでご連絡ください)

- ① 申請書、活動計画書、予算書を作成し、社会福祉協議会に提出していただきます。
- ② 社会福祉協議会で内容について確認し、助成の可否を決定します
- ③ 助成対象となった団体に助成金を交付します。
- ④ 活動終了後、実施報告・決算書を社会福祉協議会へ提出していただきます

**ご注意ください**

※以下の場合、助成金を返還していただくことがあります。

- ① 助成金を他の用途に使用した場合
- ② 団体の活動休止や解散等により、6ヶ月以上活動がない場合

お問い合わせ先：大樹町社会福祉協議会 電話：6-4130

